

岡労発基 0907 第2号
令和5年9月7日

(一社)岡山県建設業協会長 殿

岡山労働局長



最低賃金の周知広報について（協力依頼）

働き方改革をはじめ労働行政の円滑な推進につきまして、平素からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、岡山県内の全産業、全労働者に適用される岡山県最低賃金については、「時間額932円」に改定し、本年10月1日から適用することになりました。

岡山労働局では上記の改定額及び中小・零細事業者を支援する業務改善助成金等が、県内事業者、県民に幅広く周知徹底されるよう、労使関係者をはじめ公的機関等の協力を得つつ、周知広報に積極的に取組むこととしております。

つきましては、貴団体の発行する広報紙（誌）、ホームページ等へ掲載するなど、周知広報に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（ご連絡事項）

- 1 広報紙（誌）等の掲載原稿の例文は別紙のとおりですが、掲載いただいた場合は、大変お手数ですが、掲載紙面等の写しを参考までお送りください。
- 2 ポスター等の周知広報資料については、昨年と同様に9月下旬を目途にお送りすることとしておりますので、掲示板等への掲示にご協力をお願いします。

<連絡先>

岡山労働局・労働基準部・賃金室
（担当：諏訪・神田）

Tel : 086-225-2014
Fax : 086-231-6471